

第八回 貴族院議事速記録第二十九號
帝國議會

明治二十八年二月二十五日(月曜日)

午前十時五十分開議

議事日程 第二十九號 明治二十八年二月二十五日

午前十時開議

第一 臨時軍事費豫算追加案審査期限ヲ定ムルノ件
第二 明治二十七年歳入歳出總豫算追加案審査期
限ヲ定ムルノ件

第三 通貨及證券模造取締法案(提出)

第一讀會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第五 徵兵令中改正追加法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(特別委員
長報告)

第六 保存林地法案(衆議院
提出)

第一讀會

第七 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

過ル二十二日本院ニ於キマシテ可決ニナリマ

シタル郡分合ノ請願、郡換ノ請願、復祿及復族ノ請願、商法中修正ヲ要スル
請願、衆議院議員選舉法中改正ノ請願、信濃川流末改修ノ請願ハ意見書ヲ附
シ即日政府ニ送付致シマシテゴザイマス、同日衆議院提出保存林地法案ヲ受
領致シマシテゴザイマス、一昨二十三日衆議院ヨリ政府提出臨時軍事費豫算
追加、軍費支辨ノ爲メ公債募集ニ關スル法律案、明治二十七年歳入歳出總豫
算追加、是レダケノ案ヲ受領致シマシテゴザイマス、酒造稅則中改正法律案特
別委員會ニ於キマシテ委員長ニ侯爵黒田長成君、副委員長ニ伯爵正親町實正
君當選ニナリマシテゴザイマス、去ル二十二日本院回付質屋取締法案ニ關シ
同シク二十三日狩獵法案兩院協議會成案ニ關シ衆議院ヨリ通牒ヲ受領致シマ
シタニ依ッテ書記官長ヲシテ朗讀致サセマス、

(中根書記官長朗讀)

質屋取締法案

右貴院ノ回付ニ關ル本院提出案ニ付本院ハ貴院ノ修正ニ同意シ奏上セリ因
テ議院法第五十五條ニ依リ及通知候也

明治二十八年二月二十二日

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

衆議院議長 楠 本 正 隆

本院ハ狩獵法案兩院協議會ノ成案ヲ可決セリ因テ及通知候也
明治二十八年二月二十三日

衆議院議長 楠 本 正 隆

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 昨二十四日内閣總理大臣ヨリ通牒ヲ受領致シ
マシタニ依ッテ書記官長ヲシテ朗讀致サセマス、

(中根書記官長朗讀)

右本日政府委員被仰付候條此旨及通知候也

明治二十八年二月二十四日

内閣總理大臣伯爵 伊 藤 博文

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

○子爵林友幸君 議長、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 暫ク……、一昨日デゴザリマシタ伊藤内閣總

理大臣ニ面會ヲ致シマシタル所ガ此度當地ニ參ラレマシテカラ此軍事費ノ豫
算及法律案等ニ附キマシテ提出ニナリマシタコトデモアリマスルカラ當院ニ
出席ノ上デ之ニ附帶スル所ノ演說ヲサレル覺悟デアリマシタ、然ル所ガ過日
以來當院ニ於テハ休會ノ日モ多クゴザリマシタシ、其他同大臣ノ都合アヒモ
アッテ何分ニモ當院ニ出テ演說ヲスル機會ヲ得ナンダノハ甚ダ遺憾ニ存ズ
ル、併ナガラ最早是非出立ヲシテ廣島ニ立歸ラネバナラヌコトニナリマシタ
カラ此度ハ當院ニ出テ演說スル機會ガゴザイマセヌ、甚ダ遺憾ニ存ズルガ此
段ヲ一應諸君ニ私カラ御傳言ヲ致シテ吳レト云フ、斯様ナコトデゴザイマシ
タ、

○子爵林友幸君

私ハ委員會ヲ開キカケテ居リマスカラ定足數ニ差支ゴザ

リマセヌケレバ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

定足數ニハ差支ハアリマセヌカラ、是レハ御

異議ナイト認メマシテ宜シウゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

臨時軍事費豫算追加案審査期限ヲ定ムルノ

件、

○子爵曾我祐準君

此臨時軍事費豫算追加案、是レハ大シタ議論モナイコ

トトハ存ジマスガ多少質問ナゾモゴザイマセウ、デ又別ニ是レハ緊急ヲ要ス
ルコトデモアリマスマイト思ヒマスルニ依ッテ委員會ハ明日中ニ結了報告致
シタク考ヘマス、

○男爵千家尊福君

曾我子爵ニ贊成、

○南郷茂光君 贊成、

○男爵本田親雄君 曾我子爵ニ贊成、

○子爵伏原宣足君 曾我子爵ニ贊成、

○男爵本多副元君 チョット曾我子爵ニ御尋致シマスガ、明日中ニ議決シテ

明日中ニ御報告ニナリマスガ、明後日ノ御報告ニナリマスガ、

○子爵曾我祐準君 明日中ニ結了致シマスレバ無論明日中ニ御報告ヲ致シマス、

(政府委員田尻稻次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(田尻稻次郎君) 今日ハ大藏大臣ガ出席ニナリマシテ此豫算案

追加並ニ其他ノ事、此朝鮮事件ニ關係シマスコトニ附イテ御話申ス積リデア

リマシタ所ガ、不幸ニシテ一昨日ヨリ病ニ罹リマシテ何分ドウモ身體ノ運動

ガ自由ナラヌ所ヨリシテ甚ダ今日ハ遺憾ナガラ出席ヲ致ス譯ニ參リマセヌカ

ラ、私ヨリ此段ヲ宜シク御斷リヲ申シテ置ク様ニト云フコトデゴザイマシ

タカラシテ、一言其意ヲ御傳ヘ申シテ置キマスカラドウゾ惡シカラズ思召

フ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 曾我子爵ノ動議ハ他ニ御異議ガゴザリマセネ

バ別ニ起立ニ諮フニモ及ブマイト思ヒマス、

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ曾我子爵ノ發議ノ通り御異議ナイト認

メマシテ明日中ヲ以テ審査期日ト致シマス、其事ニ決シマス、次ニ明治二十

七年度歳入歳出總豫算追加案審査期限ヲ定ムルノ件、

○子爵曾我祐準君 本案ノ審査期限モ前案同様明日中ニ御報告スルコトニ

定メラレムコトヲ希望致シマス

○小原重哉君 贊成、

○南郷茂光君 贊成、

○子爵立花種恭君 贊成、

○男爵千家尊福君 贊成、

(小原重哉君再ビ「議長」ト呼ブ)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 小原君ノハ既ニ濟ミマシタ、……是レモ別ニ

御異議ハゴザイマセヌカ、

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ曾我子爵ノ發議ノ通りニ御異議ナイト

云フコトニナリマスニ依ッテ即チ此案ハ明日中ヲ以テ審査期限ト定マリマ

ス、次ニ一應御相談ヲシマスノデスガ、此軍費支辨ノ爲メ公債募集ニ關スル

法律案、是レハ即チ此豫算案ト連帶致シテ居ル所ノ法律案デアリマス、依ッテ

此際ニ議事日程ヲ變更致シテ此案ノ第一讀會ヲ開キ續イテ特別委員ノ選舉ヲ

致スコトニ致シタイト存ズルノデアリマスガ御異議ハゴザイマスマイカ、

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ是レハ即チ時日ヲ短縮スルコトニナリ

マスノデゴザイマスガ唯今ノ通り御異議ガナイニ依ッテ直ニ軍費支辨ノ爲メ

公債募集ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、朗讀ヲ致サセマス、

(山本書記官朗讀)

軍費支辨ノ爲メ公債募集ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ修正可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付

候也

明治二十八年二月二十三日

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

衆議院議長 楠 本 正 隆

清國トノ交渉事件ニ關スル軍費支辨ノ爲メ更ニ壹億圓ヲ限リ一箇年六朱以

下ノ利子ヲ以テ漸次公債ヲ募集シ若クハ借入金ヲ爲スコトヲ得

但募集ノ價額及募集借入ノ方法規約償還年限其他必要ナル事項ハ大藏大

臣之ヲ定ム

(政府委員田尻稻次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(田尻稻次郎君) 本案ニ附キマシテモ大藏大臣ガ出席シマシテ

御話ヲ申上ゲル積リデアリマシタケレドモ、先刻申上ゲタ通りノコトデアリ

マスルカラ私ヨリ一言申上ゲマスルガ、是レハ御承知ノ通り軍事ノ追加豫算

ノ方ト聯絡シタモノデアリマスルカラ、是非トモ此ノ如クナラザルヲ得ナイ

コトデアリマスルカラ、ドウカ夫レト合セマシテ速ニ御決了アラムコトヲ偏

ニ希望致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 別ニ御發議ガゴザリマセネバ即チ本案ノ審査

ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ニ移リマス、

○男爵小澤武雄君 本案ノ特別委員ハ其選定ヲ議長ニ委託致シタイ、且ッ

其委員ノ報告ノ期限モ明日中ニ結了ナラムコトヲ併セテ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少シ聽エマセヌガドウ云フ……

○男爵小澤武雄君 此委員ノ選定ハ議長ニ委託ヲシ且ッ其審査ノ期限モ明

日中ニ結了ニナラムコトヲ希望致シマス、

○三浦安君 贊成、

○子爵曾我祐準君 贊成、

○山田卓介君 贊成、

○子爵立花種恭君 贊成、

○下鄉傳平君 小澤男爵ニ贊成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 小澤男爵ヨリ委員ノ選定ハ議長ニ託シ且ツ審

查期限ハ明日中ト云フコトニ定メル、此動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、次ニ通貨及證券模造取

締法案、政府提出、第一讀會ヲ開キマス、朗讀ヲ致サセマス、

(山本書記官朗讀)

通貨及證券模造取締法案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治二十八年二月二十二日

内閣總理大臣伯爵 伊藤博文
大藏大臣 渡邊國武
內務大臣子爵 野村靖

通貨及證券模造取締法

第一條 貨幣、政府發行紙幣、銀行紙幣、兌換銀行券、國債證券及地方債證券

ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノヲ製造シ又ハ販賣スルコトヲ得ス

第二條 前條ニ違反シタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上

五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三條 第一條ニ掲ケタル物件ハ何人ノ所有ヲ問ハス警察官ニ於テ之ヲ破

毀スルコトヲ得

第四條 第一條ニ掲ケタル物件ニハ明治九年布告第五十七號ヲ適用ス

(政府委員添田壽一君演壇ニ登ル)

○政府委員(添田壽一君) 御承知ノ如ク近來不良ノ徒ガ法律ノ不備ヲ幸ト
致シマシテ紙幣其他ノモノヲ模造致スト云フ弊ガ生ジテ參リマシテ、之ガタメ
ニ良民ガ大ニ損害ヲ被ルト云フ事實ガ湧イテ參リマシタノデアリマス、故ニ
昨年政府ヨリ紙幣模造取締ノ法律案ヲ帝國議會ニ提出サレマシタ、當院ニ於
カレテモ之ヲ可決セラレ、衆議院ノ特別委員モ可決致シマシテ今ヤ本議ニ上
ラムトスルノ際不幸ナル出來事ノタメ成立ニ至ラナカッタノデアリマス、其後
益々此弊ハ弘マリマスルモノト見エマシテ、甚シキハ公債證書ヲ模造スル者ア

貴族院議事速記第二十九號

明治二十八年二月二十五日

通貨及證券模造取締法案 第一讀會ノ續
徵兵令中改正追加法律案 第一讀會ノ續

三九一

ルニ至ッテ居リマス、且ツ最も憂フベキハ彼ノ朝鮮國ノ如キニ於テモ此模造紙

幣ヲ使用スル者アルニ至リマシタ事實デアリマス、御承知ノ如ク我が經濟上

版圖ノ弘マリマスルト共ニ斯ク通貨等ノ信用ヲ害スル憂ノアルモノハ成ルベ

ク未發ニ其害ヲ防イデ置クト云フコトハ必要デアリマス、故ニ本案ハ最も

必要ト信ズルノデアリマス、序ナガラ申上ゲテ置キマスガ、本案ハ多少去年ノ

案ニ修正シタモノデアリマスルガ大體ニ於テハ去年ノ案ト異ナル所ハアリマ

セヌ、故ニ成ルベク御協賛アラムコトヲ希望致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ニ移

リマス、

○子爵伏原宣足君 本案ノ付託委員ハ議長ノ選定……

○子爵日野西光善君 贊成、

○山田卓介君 贊成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 委員ハ議長ノ選定ニ託スル、伏原子爵ノ動議

ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、次ニ徵兵令中改正追加

法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續ヲ開キマス、特別委員長報告、

(子爵谷干城君演壇ニ登ル)

○子爵谷干城君 本案ニ於キマシテハ御見受ノ通り誠ニ此キレギレニナッ
テ居リマスルノデ、チヨット見マスルト甚ダ分リ難イ、然ルニ此理由書ニ於
キマシテ見マスレバ修正サル、所以ノ理由ガ明ニナッテ居ル、又此現行ノ徵
兵令ニ今度修正ニナッタ條ヲ假ニ書加ヘテ讀ンデ見マスレバ何等ノ疑フ所
モナイ様デアリマスルカラ大抵御分リニモナッテ居リマセウガ委員會ノ經過
ヲ一通リ申上ゲマス、デ委員會ニ於キマシテハ此政府ヨリ提出ニナリマシテ
衆議院ニ於テ僅ニ三箇所ノ修正ヲ加ヘタ其修正ヲ加ヘタル所及此本案ニ對シ
マシテ反覆討論ヲ致シマシタケレドモ、何分今日ノ狀況ニ於テ之ヲ改正スル
ハ最も必要デアルト云フコトデ送付ノ案ニ全ク同意ヲ致シマシタノデアリマ
ス、デ能ク考ヘテ見マスルト隨分此案ハ重大ナ案デアリマシタ大ニ人民ノ權
利上ニ關係ヲスル事柄デアリマスルケレドモ、日本ノ如キ人民ノ多イ割合ニ兵
役ノ少イ國ニ於キマシテハ是レ位ノ變更ニナリマシタル所ガ決シテ人民ノ苦
痛ヲ感ズルト云フ程ノコトハナイト認メマスル、如何ニモ是レ等ノ處ニ於キ
マシテハ政府ノ修正案ガ適當ト詮議ヲ致シマシタ、一字一句ノ所ニ於キマシ
テハ尙ホ詳シウニ調べタナラバ少々ノ修正ヲシテ宜カラウト云フ所モ或ハア
リマスカナレドモ、大體ニ於テ誠ニ明瞭ニナッテ居ルシ且又大體ニ於テ動ス

ベカラザル條目デアリマスルカラ、モウ一字モ損益セズニ然ルベキト決議ヲ致シマシタモノデゴザイマスル、唯此最モ必要ナ點ハ理由書ニ在リマスル重モナル所ヲ採摘シテ大體ヲ御話ヲ申上ゲマスル、其箇條ハ理由書ニゴザイマスル通り五箇條、其他ノ此修正ハ多クハ五箇條ノ修正ヨリ致シテ參リマスル所ノ結果ヨリシテ改マル部類ガ多數ヲ占メテ居リマスル、此御承知ノ通り今日ノ兵役ニ於キマシテハ常備兵役ニ即チ此現役兵ト豫備兵ト云フモノガアル、夫レカラシテ後備軍現役豫備ト斯ウ云フモノニナツテ居ル所ヘ於キマシテ即チ此第二條ノ補充兵役ト云フモノヲ補ツタ是レガ餘程ノ改革ノ大ナルモノ、殆ド是レガ先ヅ主ナルモノト思ハレマスル、夫レデ是レマデノ所デ見マスルト凡テ現役ヲ取リマシテ其跡ハ豫備徵員ト云フモノニシテ、サウシテ其番號ノ近イ所ヨリ現役兵ノ病氣其他ノ事故ヲ以テ缺ケタ所ヘ繰込シテ來居ツタ、夫レヲ今度ノ法ニシマスルト補充兵役ト云フ一ノ兵役ガ出來タ、現役ヨリ補充兵役後備兵ト云フモノニナツタ、其補充兵役ノ中ニ又第一補充第二補充ト二種ニ分ツタデアリマスル、夫レデ此說明書ニゴザンスル通り第一補充兵ハ即チ平時ニ於テ教育ヲ受ケタルモノ、第二補充兵役ハ平時ニ於テ教育ヲ受ケナイモノ、夫レデ一種ノ是レマデ名稱ノナカッタ兵役ガ即チ出來タト云フガ第二條ノ此補充兵役ト云フヲ加ヘラレタ大ナル目的デアリマス、又其次ハ第五條ノ所ニ於キマシテ即チ四條ノ次元ノ五條……四條ノ次ヘ一ツ改正ガ出來タノデアリマス、五條ガ別ニ補ハレタ、夫レデ舊ノ五條ハ即チ六條ニ繰下ゲラル、ト云フコトニナル、其改正ノ理由タル趣意ハ此豫備兵役ノ勤務四箇年ト云フモノガ了リマシテ、サウシテ了ツタ所十一月ノ盡日ニ後備兵ニ移ルト云フ方法デアリマシタ、所ガ斯ウナリマスルト新兵ノ召集サレタ所ノ番ヒ目ト云フモノガ誠ニ薄弱ナモノニナツテ來ル、夫レデ此新兵ト舊兵トノ番ヒ目ヲ鞏固ニスル、力ヲ鞏固ニスルノ目的デ是レハ改正ニナツタノデアリマス、夫レ故引イテ翌年ノ四月一日マデ四箇月之ヲ延ベテ然ル後ニ後備軍ニ移ルト云フ斯ウ云フコトニナル、喩ヘテ言ヘバ斯ウヤツテ居ツタモノヲ斯ウ深ク番ヒ目ヲ合セルト云フ理窟ニナル、夫レハナゼカト云フト此理由書ニ在リマスル通り新ニ募ラレタ所ノ兵ト云フモノハ教育ガマダ居イテ居ラヌ、四箇月ノ教育ヲ施サネバ十分ナル力ノナイモノガ直グ營ヘ這入ルト早ヤ戰時ニ臨ンデ戰ハニヤナラヌ位置ニ立ツノデ、夫レデ誠ニ其番ヒ目ガ薄弱デアアルカシテ、四箇月ノ後ハ十分ナル力ヲ持ツテ來ルカラ夫レ故之ヲ四箇月延バスト云フ評議ニナツタモノト見エル、是レ等ノ所ハ至極兵ノ力ニ於テハ尤ナ事ト考ヘラレマスル、又此第六條ノ所ニ於キマシテカラニ改正ニナツテ居ル事ガ又一ノ大ナルモノ、夫レデ是レマデ國民軍ノ方ニナリマスルト凡テ教育ヲ受ケタモノデモ受ケナイモノデモ凡テ國民軍ト云フ名デ一ツニ混合シテ居ッ

タ、夫レヲ此今度ノ改正ニ於テ國民軍ヲ召集スルニモ先ヅ軍事ノ教育ヲ曾テ受ケテ居ルモノヨリシテ先キヘ召集シテ、夫レカラ其次ニ無教育ノモノヲ募ルト云フ方法ニナツタノデアリマス、是レ等ノコトモドウモ今日ノ勢ヒ斯クナケレバナルマイ、又順序ニ於テモ當ヲ得タモノト考ヘラレマスル儀デアリマス、夫レカラシテ理由書ニ書イテアル所ノ一ツ即チ此徵兵令ノ二十六條ノ所、是レマデノ所デ見ルト寄留地ニ於テ喩ヘテ言ヘバ私ハ土佐デアアル所ガ夫レガ東京ニ寄留シテ居ル、本籍ハ土佐ニ在ル、夫レヲ即チ矢張り願ニ依ッテ東京デ其召集ニ應ズルコトガ出來ル制デアッタ、夫レヲ今度ハ廢シテ仕舞ッタノデ、是レハ元ハ本籍マデ歸スト云フコトハ折角出働キ其他ノ事業ヲ持ッテ來テ居ルモノヲ逐ヒ歸シテ元ノ籍デヤルト云フコトハ餘リ酷ダカラ、先ヅ便利ノタメニ寄留先デ召集ニ應ズルコトヲ許シタモノト見エル、併ナガラ實際此度ノ事ノ如キニ對シテ豫備後備ヲ召集スルト云フコトニナツテ見マスルト大變ナ其偏頗ナコトガ生ジテ來ル、夫レハ或ハ東京ノ如キ或ハ大阪ノ如キ他縣ヨリシテカラニ寄留シテ居ル人間ガ多イ所ニ於キマシテハ即チ此寄留地デ召集サレル人間ガ澤山アル、併ナガラ現役ヲ終ヘテ今度豫備後備ニ這入ル時ニハ皆是レハ本貫ヘ其兵籍ヲ送ル様ニナツテ來マス、サウシマスルト其本貫ノ方ハ十分ニ豫備後備ガアルケレドモ寄留地ノ東京大阪ト云フ所ニナルト折角現役デ仕込シタ兵ハ元ヘ歸ッテ仕舞ッテ爰ナ第一……或ハ東京大阪ト云フ様ナ所ニナリマスルト必要ノ場合ニ後備豫備ト云フモノガナイ、足ラナイト云フコトニナツテ來ル、其事ハ今度愈々發見サレ是レデハナラヌト云フノデ、モウ一切召集ニ應ズルニハ本貫デ應ゼニヤナラヌ寄留地デ應ズルコトハ廢シテ仕舞ッタト云フ譯デアリマス、是レモドウモ勢ヒ已ミヲ得ヌコトト考ヘマス、是レ等ガ隨分人民ノ一方ニハ便ヲ缺ク法デアリマスルカラ隨分難儀ナ事ガ多少アラウト思ヒマスガ、併シ是レハ致方ガナイ、夫レカラシテ其次ニハ此現行ノ徵兵令第十五條、此十五條ト云フモノガ削除サレテ仕舞ッタノデ、是レガ又餘程ノ變更ニナルノデアリマス、現行ノ十五條ニ後備兵ハ戰時若クハ事變ニ際シテ後備兵ニ次イデ之ヲ召集スルトアル、デ是レハ戰時若クハ事變ノ時ニ豫備兵ニ次イデ之ヲ召集スル……後備兵デアリマセヌ豫備兵ニ次イデ之ヲ召集スルトアリマスルカラシテハ豫備兵ノ出テ仕舞ウタ後トデソコデ最早豫備兵ノ出ス者ガナイト云フ跡デナケレバ此後備兵ヲ召集スルコトガ出來ナイ、所ガサウナリマスルト大キナ兵ヲ動ス時ニナツテカラニドモモカモ出テ仕舞ハニヤ徵集スルコトガ出來ヌト云フト大變不便ヲ感ジテ來ル様ニナル、故ニ其條ヲ削ッテ仕舞ヒマシテ即チ豫備兵ヲ召集スルト俱ニ後備兵ヲ召集スルコトモ出來ル斯ウ云フ改正ニナツタノデアリマス、是レハ随分人民ノ權利上カラ論ジレバ大キナモノデ元ト後備ニ這入ッテ居ル者ト云フ者ハ既ニ自己ノ

役ハ終ヘテモウ濟シテ居ル、ソコデマダ我ヨリハ座席ノ上ニ居テ十分濟マナ
イモノガアルニ拘ラズ同時ニ召集セラルルト云フノデアリマスルカヲ夥シイ
兵ヲ徵集スル上ニ於テハ隨分難儀ナ事デアリマスケレドモ、最初ニ申上ゲタ
通り日本デハ誠ニ人口ニ合セテハ兵數ガ少イモノデアリマスカラ免モ角モ是
レ等モ左シテ痛痒ヲ感ジマイト考ヘマス、是レ等モ今日ノ所デハ已ミヲ得ヌ
コトト考ヘマス、右ニ申上ゲタル通り此五箇條ト云フモノガ此理由書ニモ
アル通り最モ大ナルモノデアリマス、デ夫々右等ノ事ニ附イテ研究ヲ致シ
マシタガ、前ニ申述ベタル通り如何ニモ政府ノ改正案ハ今日ノ時勢ニ適當ノモ
ノト認メルノデ、ドウゾ速ニ可決ニナラムコトヲ希望致シマス、此入費ニ
於キマシテハ十萬五千何ボウト云フモノガ此第一補充兵ヲ教育スル其入費ニ
ナツテ居リマス、デ委シイ所ハ政府委員ニ御質問ニナルコトヲ希望致シマ
ス、

○子爵曾我祐準君 委員長ニチヨイト、今ノ入費ノ御話デアリマシタガ一
切ヲ籠メテデゴザイマスルカ、十萬何千第一補充兵ノタメニ入費ガ嵩ムト云
フ御話ハ……

○子爵谷干城君 第一……其積リデゴザイマス、

○子爵曾我祐準君 各條ニ涉リマスルコトハ各條デ質問スベキガ當然デア
リマスガ、各條ニ無イ所ノモノハ唯今質問スルヨリ外ハアルマイト思ヒマス、
デ其實問ヲ政府委員ニ致シタイト思ヒマス、勿論本員ニ於テモ大體ニ於テハ
一モ不同意ハアリマセヌガ、此近衛兵ノ取り方ト云フモノハ如何ニナツテ居
ルカト云フコトガ一箇條、各六師團ハ各其師團ニ於テ各種ノ兵ヲ取ルコトハ
無論承知致シテ居リマスガ、近衛兵ヲ取ルニハ其師團内カラ……全國カラ
取ツテ居ル是レモ當然デ、其取り方ハ此東京、夫レカラ又東京ヲ距ルノ遠近
ニ從ツテ兵種ノ取り方モ違ツテ居ルト思ヒマスガ、近衛兵ノ取り方ノ大略ヲ
承リタイノガ一箇條、夫レカラ北海道中ニ内地ト同様ニ徵兵令ヲ施行サレテ
居ル所ハ函館、福山、江刺グラ井デアッタト思ヒマス、此所カラ徵兵令ニ依ッ
テ徵集サレル者ハ第二師團ニ入ッテ居ルト心得テ居リマス、是レカラハ近衛
兵ニハ來ナクツテ第二師團バカリデアアルカ、又ハ他ノ内地ノ他ノ六師團ノ如
ク近衛兵ニモ幾分か取ラレ、ノデアリマスカ是レガ第二ノ御尋、第三ニハ警
備隊ガ實行サレテ居ル所、即チ唯今デハ對州、是レカラハ近衛兵ハ採用ナラ
ヌト心得テ居リマスガ果シテ左様デアリマスカ、此三箇條ヲ伺ヒタイ、

(政府委員竹内正策君演壇ニ登ル)

○政府委員(竹内正策君) 御答ヲ致シマス、最初ノ御質疑ハ近衛兵ノ取り
方ハ如何ニナツテ居ルカト云フノ御尋デゴザイマス、近衛兵ハ近衛歩兵ダケ
ハ六師管カラ徵集セラレマス、夫レカラ騎兵、野戰砲兵、工兵、輜重兵ハ皆

第一師管カラ徵集サレマス、夫レカラ次ニ御尋ノゴザイマシタノハ北海道ニ
於テハ函館、江差、福山ダケハ現行徵兵令ガ行レテ居ルカト云フ御尋デゴザ
イマスガ是レハ全ク其通りデアリマス、デ此三箇所ノ徵兵ハ是レマデハ御質
問ノ通り第二師管ニ徵集サレデアリマス、次ニハ其三箇所ヨリ徵集サレル者
ノ中ニモ近衛兵ヲ含有スルカト云フ御尋カト思ヒマス、矢張り是レハ含有致
シマス、是レハ步兵ヲ幾分か含有致シマス、夫レカラ次ニハ警備隊ノコトデ
ゴザイマス、唯今デハ對馬ノ警備隊ノミデゴザイマス、警備隊ノ兵ハ其島嶼
ノ壯丁ヲ以テ充テタルト云フコトニナツテ居リマスルノデゴザイマス、此方ニ
ハ近衛兵ハ含有致シマセヌ、警備隊ノミヲ取ルコトニナツテ居リマス、
○男爵小松行正君 此法案ハ條數ハゴザイマスルガ、他ニ御修正說ガゴザ
イマセヌケレバ委員會ニ於キマシテモ直ニ可決ニナリマシタカラ議會省略ヲ
致シマシテ、即チ三讀會ノ手續ヲ省キマシテ、十人以上ノ要求ヲ以テ直ニ可
決セラレムコトヲ希望致シマス、

○子爵曾我祐準君 唯今小松男爵ヨリ議會省略ノ論ガ出マシタガ本員ハ少
シク此案ニ附イテ陳述致シタイコトガゴザイマス、或ル事項ニ於テハ第二讀
會ヲ少シク時日ヲ置イテ開カレムコトヲ希望シタイト思ッテ居リマス、其
理由ヲチヨイト申述ベマス、唯今質問シマシタ所ハ明ニ御説明デ分リマシタ
ガ、成ル程現在ノ徵兵令第八條……諸君願ハクハドウゾ此參照トシテ回ッテ
居ル所ノ第八條ノ第三項ヲ御覽下サイ、是レハ今度政府カラ提出サレタ所ノ
修正案デハゴザイマセヌ、修正案ニハ何トモナツテ居ラヌ、即チ現行徵兵令ノ
第八條ノ第三項ニ斯ウ云フコトガアリマス、「警備隊ヲ置キタル島嶼ノ壯丁
ハ總テ之ヲ警備隊ニ充テ其地ニ於テ服役セシム但在營期限ハ一箇年以内ト
ス」此文面ガアル故ニ即チ警備隊ノ施行サレテ居ル所ノ者ハ近衛兵ニナルコ
トハナラヌト云フコトハ明ニ分ツテ居リマス、又勿論政府委員ノ説明デモ
分ツテ居リマス、本員熟ク考ヘマスルニ日本ノ如キ國體即チ一種特別ナル勤
王心ヲ持ツテ居ル國體ニシテ彼ノ一部警備隊ヲ施行サレタ所ノ者ガ一天萬乘
ノ陛下ノ近衛兵ニ採用セラル、榮譽ヲ持タナイト云フノハ甚ダ殘念ト心得マ
ス、即チ對馬ノ人民ガ考ヘマシタナラバ全國一人一箇所トシテ近衛兵ニナル
ノ榮譽ヲ持タヌ所ハナイノニ同ジク國家ノ兵役ヲ負ビルニ拘ラズ此警備隊施
行ノ地ニ限ツテ近衛兵ニナルコトノ榮譽ヲ持タヌノハ實ニ歎ハシイコトト考
ヘマス、勿論唯今デハ僅ナ對州ノ一部ニ過ぎヌ、併ナガラ追々警備兵ヲ各島
ニ置クトキハ壹岐ノ如キ、若クハ五島ノ如キ、佐渡ノ如キ、隱岐ノ如キ、或ハ
琉球ノ如キハ是レモ悉ク此警備兵ノ編制ニ從ハザルヲ得ヌ譯ニナツテ來マセ
ウ、斯ル時ニ於テハ遠隔ノ地ニ在ルタメニ……其遠隔ハ或ル場合ニ於テハ敵
地ニ近イタメニ、其遠隔ナルガタメニ一天萬乘ノ陛下ノ近衛兵ニ入ルコトガ

ナラヌト云フノハ實ニ日本ノ國體ニ於テハ其當ヲ得タルモノデハアルマイト
思ヒマス、依ッテ本員ガ考ヘマスルノニ今度ノ改正ノ時機ヲ好機會トシテ此
第八條、舊第八條第三項ニ聊カ二三ノ文字ヲ加ヘテ此邊島隔絶ノ地ノ警備隊
ニ取ラル、者ヲ近衛兵ニ……他ノ人民ト同様ニ近衛兵ニ編入セラル、所ノ榮
譽ヲ得ル様ニ改正致シタイノデアリマス、併ナガラ是レハ政府委員ニモ同意
ヲ得ナクテハナラズ、又其文章ニ於テモ不都合ガナイ様ニ整ハナクテハナラ
ヌト思ヒマスル故ニ、幸ニ諸君ノ同意ヲ得タナラバ第二讀會ハ暫ク其修正案
ノ成立スルマデ延期サレムコトヲ希望致スノデゴザイマス、意見ヲ陳述致シ
マス、

○子爵岡部長職君 唯今會我子爵ヨリ修正案ヲ提出ナサムト云フ所ノ意見
ヲ豫メ述ベラレマシタデゴザイマスガ、本員ハ特別委員ノ一人デアリマシテ實
際ハ委員長ヨリ報告ノ通り一字ノ修正モ加ヘズニ可決致シマスルコトニ贊成
ヲ致シマシタノデゴザイマスルガ、併シ此法案タルヤ諸君ノ十分ニ慎重ニ御
審議ニナラムコトヲ切ニ希望致シマスル、デアリマスルカラシテ若シモ會我
子爵ニシテ修正案ヲ提出サレムコトデアラナラバ、夫レト共十分ニ逐條審
議ヲ遂ゲタイト存シマスルデ、ドウゾ會我君ノ希望サレマシタ如ク第二讀會
ヲ開クベシト云フコトニ相成リマシタ以上ハ第二讀會ハ直ニ開クト云フコト
ハ延バシテ他日ニ開クトニ致シタイノデアリマスル、希望ヲ述置キマス、

○子爵谷干城君 今會我子爵ヨリ御考ガ出マシテゴザイマスルガ、篤ト考
ヘマスルト誠ニ尤ナ御考ノ様ニ考ヘラレルノデ、本員ハ即チ此委員ノ一人デ
此儘可決スルコトヲ希望致シマシタノデアリマスルケレドモ、尙ホ會我君ノ
今述ベラレタル所ニ依ッテ篤ト御考モ致シテ見タシ、又政府ニ於テ同意ヲセ
ラレルコトナラドウカサウシタイト云フ考ヲ起シマシタニ依リマシテ、會我
君ノ第二讀會ヲ延バシテ修正說ヲ出サル、ト云フコトノ成立ツコトヲ大ニ希
望致シマス、

○男爵小澤武雄君 本員ハ政府委員ニ質問ヲ致シテ置キマスガ、此警備隊
ヲ置クト壯丁ハ是レマデ近衛兵ニ入レテナイト云フ理由ハ如何デアリマスル
カ、夫レヲ承ッテ置キタイ、即チ遠隔ノ地デアリマスカラ召集ノタメニハ
餘程不便ナト云フコトモアラウシ、又ハ島見レバ人ノ限モアルモノデスカ
ラ餘程警備隊ノ方ニイカイ召集ニナッテ居ラウト思ヒマスカラ、ソシナコト
カラシテ近衛兵ニ回ハス餘地ガナイトカ、色々斯ウナッテ居ルニ附イデハ理
由ガアルダラウト思フノデス、チヨット承ッテ置キマス、

〔政府委員竹内正策君演壇ニ登ル〕
○政府委員〔竹内正策君〕 御答ヲ致シマス、警備隊ヲ置キマシタ島嶼ノ壯
丁ヲ殘ラズ警備隊ニ充テマスルコトニ致シマシタノハ全ク島嶼ノ人民ニ對シ

マシテハ警備隊其モノノ定員ガ多數ニ要スルノ故デゴザイマス、夫レデ對馬
警備隊ノ如キモ御承知ゴザイマスル通り砲兵步兵ヲ混ジマシタ一種ノ隊ニ編
制セラレマシテゴザイマス、夫レデ殘ラズノ壯丁ノ合格者ガ皆現役ト云フコ
トニナリマシテ殆ド其數ヲ採盡シマシテ漸ク此隊ガ出來マスル様ナ有様デゴ
ザイマス、近衛兵ヲ全國カラ採ルコトニナッテ居ルニモ拘ラズ此警備隊ヲ置キ
マシタ島嶼ニ限ッテ近衛兵ヲ採用致サヌノハ遠隔ノ故デハゴザイマセズ全ク
人員ガ足りマセズ已ムヲ得ナイ次第デアラウト存ジマス、警備隊ヲ置キマス
ル島嶼デモ對馬ノ如キハ實ニ人口ノ割合ニ多イ島嶼デゴザイマス、

〔子爵會我祐準君〕對馬ハ非常ニ少イト述ブ
今警備隊ヲ置カムト欲シテ居ル島嶼ノ中デハ……

〔子爵會我祐準君〕一番少イデセウト述ブ
少イノハ小笠原島ト云フモノガ……

〔子爵會我祐準君〕知レタコトダ、夫レハ島ガ小サイカラト述ブ
連モ出來マセヌ、夫レデ外ノ理由トハナイ様ニ存ジテ居リマス、人ノ割合
カラシテ已ムヲ得ズ近衛兵ニ採リマセヌコトデアラウト思ヒマス、

○子爵會我祐準君 政府委員ニ質問ヲ致シマス、警備隊ハ年々對州ニ於テ
御探ニナルノハ幾ラデアリマスカ、又對州位ナ僅カ二万少シノ所デハ近衛ノ
方ヲ採ッタ所デ實ニ僅々タルモノデ、壹岐ノ如キ五島ノ如キ是レハ近衛ニ入
テ居ルガ僅々二人カ三人シカ入ッテ居ラス、夫レヲアナタガ事實ヲ審ニシナ
イデ御答ニナッタノデアリマセヌカ、實際警備隊ニ附イテハ幾人アリマスカ、
御答ナスッテ下サイ、

○政府委員〔竹内正策君〕 茲ニ帳簿ヲ持ッテ居リマセヌ、帳面ヲ當ランデ
早急ニ能ウ御答ヲスルコトハ出來マセヌガ……

〔子爵會我祐準君〕夫レナラバアナタノ御答ノナサリ宜イ様ニ伺ヒマ
ス、警備隊ハ幾ラノ兵數ヲ持ッテ居ルノデアリマスカ、夫レガ幾日ヅ
ツ勤メマスカト述ブ

現役ハ三箇年デ、在營年期ハ一箇年デアリマス……

〔子爵會我祐準君〕夫レハ徵兵令ニアリマスト述ブ

夫レカラ兵員ハチヨット記憶致シマセヌガ帳面ヲ見マスレバ分リマスガ、步
兵ガ凡ソ百人カノ様ニ心得テ居リマス、夫レハ砲兵ガ七十人デアッタカト
考ヘマスガ、是レハ甚ダ不完全デ帳面ヲ以テ御答ヲスレバ直ニ分リマスガ先
ヅ大凡其位ナモノデアリマス、

〔子爵會我祐準君〕佐渡ヶ島ハ人口ガ多イ……ト述ブ

佐渡ヶ島ハ近衛兵ヲ採ッテモ近衛兵ヲ採ッタガタメニ成立タヌト云フ次第デ
ハナイノデゴザイマスガ、畢竟スルニ右等ノ兵隊ヲ此小サイ島嶼デ拵ヘナケ

レバナヲヌトナルト全島ノ壯丁ヲ以テ近衛兵ヲ編制スルト云フコトニナリマスカラ夫レ故ニ採ラナイコトデアラウト考ヘマス、採ッタ所デ一人デ、或ハ十何人モ採ッタヲ編制ガ出来ヌト云フ限デアリマセヌガ元々多數ノ負擔ヲサセルコトデゴザイマスカラ、夫レデ採ラナイコトデアラウト思ヒマス、夫レダケノコトデ……

○子爵曾我祐準君 本員ハ左様ニハ考ヘヌノデアリマス、夫レハ警備隊ノ本源ト云フモノガ違フ、警備隊ト云フモノハ一年ト云フ短年限デ澤山採ル約東デアリマス、夫レニ三年採ルト他ノ長イ所ノ三年ト云フ兵役ニ就クコトガ他ノ地方ト同様デ、多數就クト云フト他ト違フ兵役ヲ負擔シナクテハナラナイ、其二タ事トヤリニクイト云フコトデアリマセウ、私ノ考デハ近衛兵ヲ採ッタ所デ三人カ四人採ルノダカラ實際ノ上ニ就イテ警備隊ヲ弱クスル心配ハナイ、全ク私ノ見ル所ハサウデアリマスガ、ソコガ能ク政府委員ト協議シタイ所デアアル、他ノ所デハ澤山落籤シテ兵役ニ採ラレマセヌモノガ多イニ拘ラズ對州デハ人ト云フ人ハ悉ク兵役ニ就カナケレバナラヌ、其代リニ年期ガ短イ、今近衛兵ニ採ッテ長イ年期ヲ與ヘテモ良シヤ鎮臺兵ハ免ル、ニモセヨ其上多數採ラル、此二ツノ負擔ガ如何デアルカ、併ナガラ鎮臺ニ採ラル、方ハ多イ、近衛ハ僅デアアルカラ近衛ヘ採ッテモ支ヘハスマイト云フノガ本員ノ考デアリマス、

○政府委員(竹内正策君) 尙ホ一言申シマスガ、今曾我子爵ノ御説ニ政府委員ガ反對ヲ致シマスト申上ゲル次第デアリマセヌガ、現員ハ如何デアルト云フ御尋デゴザイマスガ、現員ハ右ノ通り多數ノ兵數ヲ採ッテ僅ノ島嶼ニ軍隊ヲ置カナケレバナラヌ故ニ起ッタコトデアラウト申上ゲマシタノデ、決シテ八條ノ御修正案ニ反對ヲ致ス次第デアリマセヌ、夫レ故八條ヲ御修正ニ相成リマシテ……能ク取調ベマセヌデハ利害ハ斷言致セマセヌガサウナッテモ差支ハナカラウ、又一年ダケ在營スル島嶼カラ二年採ッタカラトシテ是レ亦差支ナカラウト思ヒマス、内地ニ於キマシテモ隨分服役年期ノ違ヒマスモノモ混淆シテ居リマス次第デゴザイマスカラ其點ハ別ニ差支ナカラウト存ジマス、御修正ニナルト云フコトノ御評議ガ決マリマスレバ尙ホ能ク取調ベマシテ其評議ニ應ジマス心得デゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 別ニ御發議ガゴザイマセネバ第二讀會ヲ開クヤ否ヤノ決ヲ採リマス、本案第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、
起立者 多數
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、次ニ保存林地法案、衆議院提出、第一讀會ヲ開キマス、通牒文ノミヲ朗讀致サセマス、

(山本書記官朗讀)
保存林地法案

右憲法第三十八條ニ依リ貴院ニ提出候也
明治二十八年二月二十二日

衆議院議長 楠 本 正 隆

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿
(左ノ議案ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノタメ玆ニ載録ス)

保存林地法

第一章 總則

第一條 保存林地トハ國土ノ安寧又ハ公共ノ利益ノ爲此ノ法律ニ依テ管理スル森林山野ヲ云フ
第二條 左ノ森林山野ハ政府ニ於テ必要ト認定シタル後保存林地ニ編入スヘシ

- 一 國防ニ關スルモノ
- 二 水源ノ涵養ニ關スルモノ
- 三 土石扞止ニ關スルモノ
- 四 風潮ノ防禦ニ關スルモノ
- 五 積雪ノ支障ニ關スルモノ
- 六 魚附ニ關スルモノ
- 七 河岸及堤防ノ保持ニ關スルモノ
- 八 衛生ニ關スルモノ
- 九 風致ニ關スルモノ
- 十 廻船ノ目標ニ關スルモノ
- 第三條 保存林地ハ地租及府縣稅ヲ免ス
- 第二章 保存林地ノ編入及解除
- 第四條 森林山野ヲ保存林地ニ編入シ若ハ保存林地ヲ解除スルトキハ地方長官ニ於テ保存林地ノ議決ヲ經テ政府ニ具申シ政府認可ノ上官報ヲ以テ公告スヘシ
- 第五條 郡市町村長其ノ他利害ノ關係アルモノハ何人ニ限ラス自己又ハ他人所有ノ森林山野ヲ保存林地ニ編入若ハ解除スルコトヲ地方長官ニ出願スルコトヲ得

大林區署長御料局支廳長及土木監督署長ハ森林山野ヲ保存林地ニ編入若ハ解除スルノ必要アリト認ムル場合ニ於テハ之ヲ地方長官ニ通知スヘシ
第六條 地方長官ハ森林山野ヲ保存林地ニ編入若ハ解除スルノ必要アリト認ムルトキ又ハ保存林地ノ編入若ハ解除ノ通知又ハ出願アルトキハ之ヲ

保存林會ノ會議ニ付スヘシ

第七條 地方長官ハ前條保存林會ノ會議ニ付スル前其ノ所有者管理者及關係人ニ通知シ且三十日間之ヲ其ノ所在ノ市役所又ハ町村役場ニ公示スヘシ政府認可ノ後亦同上ノ手續ヲ爲スヘシ

第八條 保存林地又ハ保存林地ニ編入セラルヘキ森林山野ノ所有者管理者及關係人ハ其ノ通知又ハ公示ノ日ヨリ六十日以内ニ市役所又ハ町村役場ヲ經テ意見書ヲ保存林會ニ呈出スルコトヲ得

保存林地又ハ保存林地ニ編入スヘキ森林山野所在地ノ郡市町村長ハ其ノ解除又ハ編入ニ關シ意見書ヲ保存林會ニ呈出スルコトヲ得

第九條 地方長官ハ必要ト認ムル場合ニ於テ保存林地ニ編入スヘキ森林山野ノ所有者管理者及關係人ニ對シ一時權利ノ執行ヲ停止シ且必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十條 保存林地ニ編入シ又ハ一時權利ノ執行ヲ停止シタルトキハ爲ニ生スル損失ヲ左ノ區分ニ依リ其ノ被害者ニ補償スヘシ

一 地方長官大林區署長土木監督署長ノ認定及通知ニ係ルモノハ政府ヨリ之ヲ補償ス

二 御料局支廳長ノ通知ニ係ルモノハ御料局ヨリ之ヲ補償ス

三 郡市町村長及他ノ出願ニ係ルモノハ出願者ヨリ之ヲ補償ス

第十一條 政府ニ於テ保存林地ヲ買上ムト欲スルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十二條 第十條ノ補償金額及第十一條ノ買上價格ハ保存林會ノ評定スル所ニ依ルモノトス

第十三條 保存林地ノ所有者管理者及關係人保存林地ノ編入解除若ハ一時權利ノ執行停止ニ不服ナル者ハ通知ヲ受ケタル日ヨリ十五日以内ニ農商務大臣ニ訴願スルコトヲ得農商務大臣ノ裁決ハ終審トス

前條ノ評定額ニ不服ナル者ハ三箇月以内ニ裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三章 保存林地ノ共同組合

第十四條 保存林地ノ經營竝ニ保護上必要アルトキハ共同組合ヲ設置スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其ノ所有者之ヲ地方長官ニ出願スヘシ地方長官ハ保存林會ノ議決ヲ經テ之ヲ許可スルモノトス

第十五條 共同組合ニ加入スルコトヲ欲セサルモノアルトキハ組合ハ保存林會ノ議決ヲ經テ其ノ森林山野ヲ購買スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ所有者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十六條 地方長官ハ保存林地ノ經營竝ニ保護上共同組合ヲ設置スルノ必

要アリト認ムルトキハ保存林會ノ議決ヲ經テ之ヲ命スルコトヲ得

第十七條 第十四條第十五條及第十六條ノ場合ニ於テ其ノ補償金額及購買價格ハ第十二條ノ例ニ依リ組合ノ設置及組合加入若ハ評定額ニ不服ナル者ハ第十三條ノ例ニ依ル

第四章 保存林地ノ經營及保護

第十八條 保存林地ノ經營及保護ノ方法ハ農商務大臣之ヲ指定スヘシ

第十九條 保存林地ニ於テハ林木ヲ皆伐シ開墾牧畜ヲ爲シ礦物土石ヲ掘採スルコトヲ得ス

第二十條 保存林地ノ所有者管理者及關係人ハ農商務大臣ノ指定ニ背キ保存林地ノ產物ヲ採取スルコトヲ得ス

第二十一條 農商務大臣ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ先キニ指定シタル經營及保護ノ方法ヲ隨時變更スルコトヲ得

第二十二條 保存林地ノ所有者管理者及關係人ニ於テ農商務大臣ノ指定ニ從ヒ經營及保護ヲナサハルトキハ政府ニ於テ之ヲ行ヒ其ノ費用ヲ徵收ス

前項ノ費用ヲ納完セサルトキハ國稅滯納處分法ニ依テ處分ス

第五章 罰則

第二十三條 保存林地ノ所有者管理者及關係人第十八條ニ背キ其ノ經營竝ニ保護ヲ爲サハルトキハ之カ爲要スヘキ費用ノ二倍ニ相當スル罰金ヲ科ス

第二十四條 保存林地ノ所有者管理者及關係人第十九條及第二十條ヲ犯シタルトキハ其ノ品物價格竝ニ之カ爲生スル損害金額ノ二倍ニ相當スル罰金ヲ科ス其ノ價格ヲ見積ル能ハサルトキハ二圓以上百圓以下ノ罰金ヲ科ス

第二十五條 此ノ法律ヲ犯シタルトキハ刑法ノ自首減輕再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用井ス

第六章 附則

第二十六條 保存林會ノ組織權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 本法施行ニ關スル細則ハ農商務大臣之ヲ定ム

第二十八條 從前ノ保存林及伐木停止林ハ本法施行ノ日ヨリ總テ保存林地トス

第二十九條 此ノ法律ハ明治二十八年九月一日ヨリ施行ス

○議長(侯爵蜂須賀重昭君) 此案ニ對シ別ニ御發議ハゴザリマセヌカ、

○尾崎三良君 チョット政府委員ニ質問致シタウゴザイマス、此保存林地法ニ附イテハ政府ハドウ云フ御意見デゴザイマスカ、承ッテ置キタウゴザイマス、

(政府委員金子堅太郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(金子堅太郎君)

唯今尾崎君ノ御質問ニ御答ヲ致シマス、此保存林地法ト申シマスルハ國家經濟ノ上ニ於キマシテモ森林制度ノ上ニ於キマシテモ最重要ナルモノデゴザリマシテ、單ニ此單行法ノミデハ其實效ヲ奏スル譯ニハ參リマセヌ、森林法ノ全體ニ關係ガゴザイマス、又森林警察ニモ關係ガアリ、又森林ノ刑法ニモ關係ガアル、故ニ此法ニ附キマシテ此案ノミノ發布デアッテハ決シテ目的ヲ達スルコトハ出來マセヌ、森林全體ノ關係カラ十分準備ヲ致シマセヌケレバ此法案ヲ出シマシテ所ガ實際目的ヲ達スルコトハ出來マセヌ、故ニ政府ハ此案ニ附イテハ不同意ヲ表シマス、

○安場保和君 序ニ御尋ヲ致シマスガ、森林法ノ改正ニ附キマシテハ先年來政府ニ於テモ段々御調査ニナツタコトモアルヤニ承ッテ居リマスガ、唯今ノ御演說ニ附キマシテハ當時ノ所ハドウ云フ御運ビニナツテ居マスカ夫レヲチヨット承ッテ置キタウゴザイマス、

○政府委員(金子堅太郎君) 安場君ニ御答ヲ致シマス御承知ノ通り森林法ト申シマスルハ第一ニハ立法ノ制裁ヲ求メナケレバナラス、其譯ハ森林ヲ經營致シマスル上ニ附キマシテハ人民ノ所有ノ森林ハ無論土地等ニ制裁ヲ與ヘルノハドウシテモ法律デナカラネバナリマセヌ、故ニ法律ノ制裁ヲ先ヅ圖ラネバナラス、又法律ノミヲ制定致シマシテモ經濟ノ立タヌ森林法ハ其目的ヲ達スル譯ニハ參リマセヌ、國家經濟ノ上カラモ割出サナケレバナラス、立法經濟ニナガラ揃ヒマシテ所ガ森林學ノ學理カラ又割出サナケレバナラス、故ニ學術技術的ノ考ヲ以テ之ヲ經營シナケレバナリマセヌ、此ノ三ツガ揃ヒマシテ所ガ尙ホ目的ヲ達スル譯ニ參リマセヌ、ト云フノハ安場君モ御承知ノ通り森林ノ制度ト云フモノハ、舊藩ノ制度即チ舊幕ノ時ノ制度ハ三百年來誠ニ井然ト整ウテ居ッタノガ維新ノ改正ト共ニ總テノ舊藩ノ制度ハ壞レマシテ夫レカラ三百諸侯ノ領地ニ於ケル地方人民ト政府トノ關係、入リ會、又其歴史ニ照シ慣習ニ副ヒ調査致シマシテ四ツノモノガ十分調べガ届カネバ森林ノ經濟森林ノ制度ハ確定シ難イノデアリマス、故ニ政府ハ數年數回ノ森林法案モ作リマシタナレドモ尙ホ未ダ調査ヲ要スル所ガゴザイマス、又夫レニ此森林ノ制度ハ本邦ノミナラズ歐米各國ノ森林制度及學術ト經濟トヲ以テ經營致シテ居ルノモ參酌シマシテ彼ノ國ニ行ル、森林法ヲ折中シテ我國ノ舊來ノ慣例ヲ土臺ニシテ今日文明ノ森林經濟ノ行ル、所歐羅巴ノ制度モ折中シテ彼ノ長ヲ取り我短ヲ棄テテ此森林ノ法ヲ極メル積リデアリマスガ、是レハ重要ノ問題デアリマスカラ今尙ホ調査シツツアルノデゴザイマス、成ルベク調査ノ終ルコトヲ速ニシテ帝國議會ニ提出シテ協贊ヲ求メル積リデゴザイマス、是レガ唯今森林制度ノ進行ノ概略デゴザイマス故ニ安場君ニ是ダケノコトヲ御答致

シマス、

○船越衛君 少シ質問ガゴザイマス、只今ノ御發言中ニ御調ニナツテ帝國議會ニ御出シニナルト云フコトデアリマスガ今年ノ中ニ御出シニナリマスカ凡ソイツ頃……

○政府委員(金子堅太郎君) 簡單デゴザイマスカラ是レカラ御答ヲ致シマス、今年ノ中ト限ッテハ申サレマセヌガ成ルベク速ニ結了致シテ出ス積リデ精々勉勵シツツアリマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ニ移リマス、

○男爵中川與長君 本案ノ特別委員ハ制規ノ通り九名ト致シテ議長ニ於テ御選定アラムコトヲ希望致シマス、

○船越衛君 贊成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 特別委員ノ選定ハ議長ニ託スル中川男爵ノ動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、郵便條例中改正法律案特別委員會ニ於キマシテ委員長ニ男爵小澤武雄君、副委員長ニ木下廣次君當選ニ相成リマシテゴザイマス、今朝御依託ニナリマシタル委員、即チ唯今ノ保存林地法ノ委員モ籠メマシテ三ツノ案デゴザイマス、此特別委員ヲ選定致シマシタニ依ッテ書記官長ヲシテ朗讀致サセマス、

(中根書記官長朗讀)

軍費支辨ノ爲メ公債募集ニ關スル法律案特別委員

公爵 近衛 篤 磨 君 子爵 鍋 島 直 彬 君

子爵 立 花 種 恭 君 子爵 岡 部 長 職 君

男爵 小 澤 武 雄 君 安 場 保 和 君

小 原 重 哉 君 山 田 卓 介 君

小 幡 篤 次 郎 君

通貨及證券模造取締法案特別委員

侯爵 中 御 門 經 明 君 子爵 伏 原 宣 足 君

子爵 竹 內 惟 忠 君 子爵 小 笠 原 壽 長 君

男爵 榎 村 正 直 君 久 保 田 讓 君

菊 池 大 麓 君 澤 簡 德 君

下 鄉 傳 平 君

保存林地法案特別委員

公爵 二 條 基 弘 君 子爵 河 鱈 實 文 君

子爵 本多實方君
男爵 吉川重吉君

藤村紫朗君

吉村角次郎君

船越衛君
周布公平君
武井守正君

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

次ノ議事日程ハ、明後二十七日午前十時開議、

第一、軍費支辨ノ爲メ公債募集ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、特別委員長報告、第二、臨時軍事費豫算追加案、政府提出、衆議院送付、會議、豫算委員長報告、第三、明治二十七年年度歲入歲出總豫算追加案、政府提出、衆議院送付、會議、豫算委員長報告、本日ハ散會、
午後零時八分散會